

地方自治体におけるジェンダー政策

－岡山県下全10市の推進状況調査の概要－

藤岡 進

倉敷芸術科学大学国際教養学部

(2001年9月28日 受理)

1. はじめに

真の男女平等を求める動きが国際的な潮流となっている。日本政府は、1975（昭和50）年、国際女性年世界女性会議（メキシコ会議）で採択された世界行動計画及び1979（昭和54）年、国連で採択された女子差別撤廃条約を受けて国内行動計画を策定し戸籍法、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定などの法整備を行い、1985（昭和60）年に同条約を批准した。さらに第4回世界女性会議（1995年・北京会議）で打ち出された女性をエンパワーして意思決定に参画させるジェンダー・フリーの考え方のもとに1999（平成11）年、男女平等の基本理念を定めた男女共同参画社会基本法（以下基本法という）を制定し、男女共同参画基本計画を閣議決定した。こうした國の方針に基づいて各地方自治体では、男女共同参画政策（以下ジェンダー政策という）を推進するための条例の制定や行動計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指している。しかし、地方自治体のジェンダー政策は、「男は仕事 女は家庭」という性別役割分業などの社会慣行や伝統を見直すことになるために、その推進は決して容易ではない。筆者は、地方自治体がジェンダー政策をどのように推進しているかを把握するため岡山県下全市を対象に調査したのでその概要の報告と地方自治体が直面する課題について論じる。

2. 調査の内容

調査対象は岡山県下の10市（岡山、倉敷、津山、玉野、笠岡、井原、新見、高梁、総社、備前）で、2001（平成13）年5月1日から同年6月末にかけて実施した。調査の内容は①ジェンダー政策の実施概況②男女共同参画に関する条例制定状況③男女共同参画行動計画・女性行動計画（女性プラン）の策定と経緯④男女共同参画センター・女性センターの設置状況⑤男女共同参画社会実現のための啓発・広報活動⑥政策決定のための市長の諮問機関の有無・各種審議会への女性の参画状況⑦市議会における女性議員の活動状況⑧政策を担当する専門部署設置状況⑨行政委員会・特別職への女性登用状況⑩市職員の女性採用・管理職への登用状況⑪ジェンダー政策を推進するにあたっての課題など18項目。筆者が調査対象市の政策担当者に直接面接し、調査、分析した。

3. 男女共同参画等条例の制定状況

地方自治体は基本法に基づいて条例を制定することになっているが、2001年6月末日時点では、調査対象10市のうち制定すみの市は倉敷、岡山2市。岡山県下の地方自治体で一番早く2000（平成12）年12月に制定、翌年4月1日施行した「倉敷市男女共同参画条例」は、20条と附則からなる。総則は、基本理念として①男女の性差別を排除し男女が個人として人権が保障される②男女が社会のあらゆる分野で対等な立場で参画し、責任を分かち合う③社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されている④男女が市の政策などにおける方針の立案及び決定の場に共同で参画する機会が確保される⑤男女平等の推進が、国際社会での取り組みを十分理解して行われること（第3条）をあげている。また、条例に基づいて設置される倉敷市男女共同参画審議会は20人以内で組織し、男女のいずれかの一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない（第17条）としている。

「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」は、2001年6月27日公布された。まず、制定に当たっては市議会、総合政策審議会での議論を積み重ねた。さらに市民から幅広く意見を求め、「さんかく岡山」を拠点に活動する市民グループの意見も反映させるなど民主的な手順を踏んでいる。条例は、全5章30条と前文及び附則で構成。実施期日は2001年10月1日とした。政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画など7つの基本理念を規定（第3条関係）。さらに特徴的な内容は、審議会等における積極的改善措置として、審議会等の委員任命・委嘱は、男女いずれか一方の委員数が委員総数の10分の4未満とならないように選任しなければならない（第19条1項）と明記し、男性優位の審議会等を男女平等に選任することを求めている。同市は、当初の行動計画では女性の登用率を全体の30%の目標に設定した。女性の登用は年々増えてはいるが、平成2001年現在では平均25.0%で、新たな目標とは大きな開きがある。

また、2001年4月13日に公布、同年10月1日施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる配偶者暴力防止法（DV防止法）に関連してドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の防止とその被害者保護対策（第21条～第27条）を具体的に規定した。被害者のための相談支援センター設置、市独自で被害者の緊急一時保護やそのあとの自立支援のための保護を規定。男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を目指している。さらに、男女共同参画社会を促進するために全市的な組織「さんかく岡山」の機能を充実し、多角的な推進体制を整備し、基本的、総合的施策に関して専門委員会の意見を聞く、としている。条例制定に当たっては、条例名を「男女平等を盛り込むべき」などさまざまな意見が市民から寄せられたが、標記に決まった。

このほかの8市で、制定「計画中」の市は津山、玉野、笠岡、新見の4市。津山市では、調査時点で市民アンケート結果を集計中で、2002（平成14）年1月条例案完成、同年3月議会提出、同年4月施行の予定で準備を進めている。また、同市は既に男女共同参画

センター「さん・さん」運営のための条例を1998（平成10）年9月に制定している。笠岡市も2001年末までに条例原案を決定し、2002年3月制定の予定。新見市は、男女共同参画まちづくり審議会で2001年11月までに条例素案作成、同年12月制定、2002年4月1日施行の予定。井原、総社、高梁、備前各市は「計画はないが、必要は感じている」と答えている。

4. 行動計画策定の現況と経緯

次に、男女共同参画行動計画、または女性行動計画（女性プラン）を策定済みの市は、岡山、倉敷、津山、玉野、笠岡、井原、高梁、新見、備前の9市で、総社市は2001年度中に策定の予定。倉敷市は1989（平成元）年、「倉敷市女性行動計画」を策定して女性の地位向上に取り組み、1995（平成7）年、第2次行動計画の「くらしき女性プラン」を策定した。この行動計画の中で、女性の各種審議会などへの女性委員登用率は1995年の14.4%から2000年には27.4%へと上昇している。しかし、基本法の制定で「女性問題」は「男性問題」との新たな位置付けに基づき、男女が個人として尊重されるために「ジェンダー・フリー」の視点で社会全体を見直す必要性を認識し、男女対等のパートナーシップ形成を目指す第3次行動計画「くらしき男女共同参画プラン」を2001年1月策定した。プランの内容は、性差別を人権問題と位置付け、「男女平等意識の向上」「自立」「社会参画」を基本目標に掲げ、推進体制として男女共同参画審議会を2001年4月に設置している。岡山市は、1990（平成2）年3月、国の行動計画に基づいて「西暦2000年に向けて—男女共同参画社会をめざす岡山市行動計画」を策定、1996（平成8）年3月改定した。この計画は2000年度までの目標だったので、2001年度中に条例に基づいた新行動計画を策定する。

「人権尊重都市」を宣言している津山市は「つやま女性プラン」を1993（平成5）年1月に策定し、同年9月、女性政策についてのオンブズ機能をもった「津山市女性プラン推進懇話会」を設置した。その後、少子・高齢化、情報社会の高度多様化、NGOの取り組みなど市民活動の多様化など女性を取り巻く情勢の変化に伴って1998（平成10）年2月見直した。新プランは、女性の権利を「人権」と位置付け、男女共同参画社会実現に必要不可欠な「男女平等への意識改革」「男女が共に豊かに働く社会の実現」「生活・福祉環境の整備」「男女の共同参画の促進」の4項目を基本的課題に掲げ、2002年を目標年次とした。その中で、男女共同参画社会実現のためには、ジェンダーに敏感な観点にたって施策を企画、推進する必要性を強調している。

玉野市は1991（平成3）年3月、「玉野市女性プラン」を策定、さらに1998年3月、男女共同参画社会の実現をめざす「たまの男女共生プラン」を策定している。また、井原市は、「いばら男女共同参画プラン」を2000年3月に作った。10年間の行動計画とし、「ともに育む 互いを尊重する男女平等の意識づくり」「ともに輝く 男女共同参画によるゆたかな地域社会づくり」「ともに働く ゆとりをもって働く環境づくり」「ともに生きる

健康で安らぎのある生活の基盤づくり」を基本目標に掲げ、①女性のエンパワーメントの促進②ジェンダー視点での社会システムの見直し③人権として女性の権利の尊重と男女平等への意識改革を推進するためには、市民、企業、民間団体の役割が重要、と明記している。高梁市は「ハーモニープランたかはし」を2000年3月策定、6年間をプランの期間とし、男女平等社会への意識改革の推進、女性と男性が共に働く豊かな社会づくりなど4基本方針を柱に各課で実施計画を決めている。新見市は、同時期に「新見市女性行動計画－にいみ男女共同参画推進プラン」を策定。「男女平等の実現」「個人の尊厳」などを基本理念としている。笠岡市は「かさおか女性行動計画・ウィズプラン」を1999（平成11）年3月策定している。備前市は2000年3月、2009（平成21）年度までの10年間を実施期間とする「21世紀を男女のパートナーシップで築く“びぜん男女共同参画社会推進プラン」」を策定している。以上ほとんどの市は世界行動計画、国内行動計画の趣旨に添って有識者の意見や市民の声を反映させつつ地域に即した行動計画を策定している。

5. 男女共同参画センター等の設置状況と地方自治体の啓発・広報活動

地域で男女共同参画を推進するためにはその拠点となるセンターの設置が欠かせない。近年、女性政策、あるいは男女共同参画政策を推進するために地域に設置されているセンターは、女性の自立と広範な社会参加、情報ネットワーク構築のためにその活動拠点としての役割を果たしつつある。調査対象の岡山市は「男女共同参画センター・さんかく岡山」、倉敷市は「男女共同参画センター」、津山市は「津山男女共同参画センター・さんさん」、笠岡市は「てらすセンター」、新見市は「女性情報プラザ」などを設けている。今後はセンターを女性ばかりでなく男性も共に考え、活動できる場として見直すべきであろう。既にその方向でセンターを活用している市もある。玉野市は「日の出ふれあい会館」を兼用で使用。高梁、井原、総社、備前の4市は未設置である。

次に基本法第16条は、広報活動等を通じて国民に男女共同参画基本理念の理解を深める措置を講じることを定めているが、地方自治体の啓発、広報で目立つのは情報紙（誌）や広報紙を通じての活動である。岡山市は情報誌『DUO（デュオ）』を年2回発行。倉敷市は公募の編集委員による女性情報誌『LIR（リラ）くらしき』を2000年まで年2回発行していたが同年、全国の都市で29番目、岡山県では最初の「男女共同参画宣言都市」となり、条例制定に伴い新たに男女共同参画社会をめざす情報誌『WITH（ウィズ）テリア』を2001年3月発行した。今後年2回定期発行する。津山市は男女共同参画広報紙『えすぽあ』を年2回発行、2001年の31号では「こんなパパ欲しいね」などの特集を組んだ。新見市も男女共同参画情報紙を年2回発行している。このほか、高梁市は『ハーモニープランたかはし』の内容を広報紙にシリーズで掲載、玉野市は、啓発記事『らめーる』を年2回、井原市は広報男女共同参画特集号をそれぞれ発行している。さらにFM放送やインターネットによるPR（倉敷、岡山）などメディアの活用も目立ち、活躍する女性を対象

にした写真展（倉敷、井原など）も開催している。また、女性のエンパワーメントの向上と自立を図るための「いきいきいばら出前講座」、男女がともに男女共同参画社会のあり方について学び考える「夢・みらい塾」（以上井原）、男性ルネッサンス講座（岡山）、さんさん女・男塾、男性料理教室（以上津山）、新見女性塾、男女共同参画講座（倉敷）をそれぞれ実施。また、男女共同参画を啓発するための市民参加の「フォーラム」は倉敷、津山、玉野、井原、笠岡、総社などが開催。男女共同参画の川柳募集（井原）という奇抜な企画もあり、市民参加で意識改革をしようという試みがなされている。

6. 男女共同参画に関する市長の諮問機関の有無と各種審議会の女性参画状況

前述の通り、世界行動計画や国連の女子差別撤廃条約に基づいて日本政府は国内行動計画を策定し、地方自治体に対して政策・方針決定の場への女性の参画促進を求めている。各都市では首長の諮問機関や懇談会などが相次いで設置され、さまざまな分野への女性の「参加」促進から政策決定への「参画」へと前進し、「女性政策」から真の男女平等を推進するために「男女共同参画」の方向へ拡大している。調査対象10市の現状をみると、笠岡、総社市を除く8市は男女共同参画または女性問題推進のための協議会や懇談会を設けている。その男女の構成は半々または女性の委員数が多い会が目立つ。地方自治体の執行機関は、付属機関の審議会、審査会、協議会等の調査、諮問をもとに、みずからの判断と責任で職務を執行する。各種審議会等は倉敷市で79、岡山市で60を数え、他市も50～40の審議会、協議会等を設置している。女性の登用率は岡山市は行動計画で30%の目標を掲げていたが25%にとどまった。倉敷市は1995年から「くらしき女性プラン」に基づいて女性委員の登用率30%を目標としてきたが、2000年度末現在29.0%，条例による新たな目標（男女いずれかの一方の委員数が総数の10分の4未満であってはならない）を目指す。しかし、女性委員ゼロの審議会等が8ある。30%達成ができなかった理由として、あて職のため（医師会関係審査会、交通安全対策会議等）、男性の教職員が多いため（倉敷教育センター運営委員会）、組織の性格上女性登用が困難（倉敷情報公開不服審査会）などをあげている。その他の市の女性登用率は、津山市20.2%，新見市17.0%，井原市19.0%など。玉野、高梁、総社、笠岡、備前各市は登用率は不明だが、男女共同参画推進協議会、廃棄物減量化資源化対策等推進協議会など教育、環境、介護などの女性の活動経験が豊富な分野では高登用率だが、防災会議、交通安全対策会議、雇用対策協議会、区画整理、農業関係等で女性ゼロが目立つ。こうした偏りを是正し、全体を底上げしないと女性の登用率30～40%の目標設定の達成は極めて難しい。

7. 市議会での女性議員の活動状況

10市の市議会における女性議員の活動状況をみると10市議員総数281人に対して女性議員総数は25人（女性比率8.89%）で、全国の市議会全体の平均9.8%（2000年12月現在）

岡山市議会議員選挙の女性立候補者等の推移（表1）

執行年月	立候補者数 (A:人)	内女性数 (B:人)	B/A (%)	当選者数 (C:人)	内女性数 (D:人)	D/C (%)
S 58.4.24	66	2	3.03	54	2	3.70
S 62.4.26	59	3	5.08	54	3	5.56
H 03.4.21	58	3	5.17	54	3	5.56
H 07.4.23	63	5	7.94	54	5	9.26
H 11.4.25	66	10	15.15	52	7	13.46

(出所 岡山市男女共同参画課)

より低い。市別では、岡山市が最も多く定数52人中7人（公=公明2，共=共産2，無=無所属3，女性比率13.46%），ついで倉敷市同43人中4人（公2，共2，同9.3%），津山市同28人中2人（公1，無1，同7.1%），笠岡市同26人中3人（共1，無2，同11.5%）玉野市同25人中2人（公1，無1，同8.0%，同市では2001年4月，女性副議長が岡山県下で初めて選任されている），総社市同24人中2人（共1，無1，同8.3%），新見市同18人中2人（共1，公1，同11.1%），備前市同20人中2人（公1，無1，同10.0%），高梁市同20人中1人（共1，同5.0%）。女性議員は岡山市の7人が最高で、以下倉敷市4人～高梁市1人と依然男性中心。井原市は25人中女性議員はゼロ。同市は1973（昭和48）年4月25日の選挙以来、8回の選挙で女性は一人も立候補していない。10市の女性議員総数の所属政党は共産8，公明8，無所属9で、従来は組織政党出身議員が多かったが近年、固定した組織を持たない一般市民を母体とした立候補者が目立つ。例えば岡山市の場合、過去5回の市議会議員選挙の女性の立候補者、当選者数は（表1）の通りだが、選挙のたびに着実に増えている。従来の政党出身者にとどまらず、女性運動や市民運動を通じて議会へ進出する傾向がみられ、地方都市でも女性の政治意識が高まり、層が広がりつつある。とはいえスウェーデンなど北欧諸国の女性比率40%前後とは比較にならない。

8. 男女共同参画政策を担当する専門部署の設置状況

男女共同参画専管課の設置市は、岡山、倉敷の2市。岡山の職員は、さんかく岡山を含め課長以下6人（他に嘱託9人），倉敷は、課長以下5人（他に嘱託4人）。専門の係（女性政策係、男女平等推進係、男女共同参画係、男女共同参画推進センター）を設置している市は、津山、井原、玉野、笠岡、備前の5市。総社、高梁、新見3市は兼務。岡山、倉敷以外の市は係や担当は設けていても大半の市は女性職員が独りで他のさまざまな業務をこなしながら仕事をしている。財政窮状の折り、限られた人員では専任、専管は困難かもしれないが、ドメスティック・バイオレンスなど新たな重要政策が多いだけに、一人兼務では政策の遂行は難しい。各地方自治体は国が発信する政策を消化するだけでなく各自が

オリジナルな政策を積極的に推進すべきであろう。市長や幹部の理解が深い市ほど政策は進んでいる。

9. 行政委員会、特別職への女性の登用状況

行政委員会における女性委員は教育委員会や選挙管理委員会で目立つ程度で全体では極めて少ない。2001年5月1日現在、教育委員会委員には女性が5人中2人（倉敷、玉野、高梁、井原）、5人中1人（岡山、津山、笠岡、新見、総社、備前）登用。選挙管理委員会委員には、4人中2人（津山、玉野）、4人中1人（岡山、倉敷、笠岡、井原、高梁、新見、備前）それぞれ登用されているが、監査委員会委員には10市のうち岡山市（4人中1人）のみ、農業委員会委員は玉野市（22人中1人）のみ。公平委員会委員は該当5市の内、岡山、津山、玉野、笠岡市が各1人、倉敷はゼロとなっている。行政委員会全体をみると5年前までは総数に対する女性比率は大半の市が一桁台だったが、4市が10%台に増加した。最も女性比率が高いのは玉野市で19.4%，ついで高梁市12.5%，津山市10.52%，井原市10.0%。最も低いのは総社市の2.4%。一方、特別職（助役、収入役）へは、2001年5月現在までに岡山市が収入役に1人登用している。

10. 市職員へ女性採用、管理職への登用状況

10市の採用状況（表2）をみると、年度によっては女性数が男性数を上回っている市もあり、採用に関しては10市いずれも男女公平に採用しているとみてよい。しかし、採用後の女性職員は必ずしも公平に昇進、管理職へ登用されてきたとはいえない。

事務職の管理職への登用は、結論からいえば圧倒的に男性優位である（表3）。岡山、倉敷両市は局長制、その他の8市は部長制を敷いている。まず、岡山市は、局長級では27人中2人（女性比率7.4%），倉敷市は10人中ゼロ。部長・部次長級では岡山市は74人中3人（4.1%），倉敷市は部長級で41人中1人（2.4%），部次長級では60人中ゼロ。課長級では、岡山市が195人中14人（7.2%），倉敷市220人中8人（3.6%）と低い。さらに管理職合計の女性比率では、倉敷市は15.1%，岡山市が8.2%で全国の指定都市（合計）の4.2%（平成10年）よりは高いものの女性職員の比率はまだまだ低い。また、部長制を敷いている8市では女性を部長級に起用しているのは新見市（8人中1人）のみ。部次長級では津

岡山県下10市の職員採用状況（表2）

職員数／年	平成2	平成4	平成6	平成8	平成10	平成12
採用総数	174	390	376	308	240	260
内女性数	69	138	127	125	108	111
女性採用比率%	39.65	35.38	33.77	40.58	45.00	42.69

（岡山市は平成6年以降、津山市は平成12年のみ、高梁市は平成8年以降）

岡山県下10市事務職の職層別女性比率（%）（表3）

職層名／市名	岡山	倉敷	津山	玉野	笠岡	井原	総社	高梁	新見	備前
局長級	7.4	0	—	—	—	—	—	—	—	—
部長級	4.1	2.4	0	0	0	0	0	0	12.5	0
部次長級		0	4.5			0	0	0	0	0
課長級	7.2	3.6	11.6	4.3	4.7	10.7	2.6	0	11.5	5.3
課長補佐級	10.2	6.8	13.4	4.5	11.1	19.2	25.0	15.1	10.2	16.6
係長級	16.2	18.1	26.6	10.3	13.2	32.1	19.0	17.2	62.2	25.3
管理職合計	8.2	15.1	10.0	9.4	9.6	12.3	15.2	8.5	11.0	11.8

(2001年5月現在、岡山、玉野、笠岡市は部長級の比率に部・次長級を含む)

山市（22人中1人）のみで、その他の6市は課長止まりである。課長級で女性比率が高いのは津山市43人中5人（11.6%）、新見市26人中3人（11.5%）、井原市28人中3人（10.7%）。以上3市が10%台で、その他の市は5～2%台、高梁市は女性課長はゼロ。市の規模、職員数・構成によって女性の登用は一概には比較できないが、総社市は課長は38人中1人で少ないが、課長補佐級では76人中19人（25.0%）で、管理職合計での女性比率は15.2%と一番高い。全体では女性の管理職への登用は年々増えており、積極的に女性を管理職に登用している市もあるが、基本法が目指す政策決定の場での男女職員対等への道は遠い。「女性は力量不足、女性の管理職への登用は不安」との声を聞くが、男女を問わず優秀な人材が能力を十分發揮されないまま埋没しているとしたら大きな損失といえる。かつては女性は嘱託・臨時雇用が多かったために管理職への登用が難しかったかもしれないが、いまは採用、採用後を問わず男女が平等に能力を生かせる公平な人事が求められる時代である。女性職員がもっと政策決定のポストで仕事ができるようになるためには市長、幹部職員の意識改革と女性職員自身も政策遂行には困難が伴うことを自覚するとともに甘えを戒めて理解と協力を求める努力を怠ってはならないと考える。

11. 地方自治体がジェンダー政策を推進するにあたっての課題

ジェンダー政策推進にあたっての10市の政策担当者の意見を集約すると①「男は仕事女は家庭」という性別役割分業意識が根強く、こうした固定的な考え方を変えることは非常に難しい。特に高齢層（主に男性）の意識改革が難しい②長い間、男性優位の社会で培われてきた社会慣習、因習、伝統、思想は容易に変わらない③最近の世相の乱れが女性が強くなったからだなど、かたくなに信じている層が案外多い④女性の社会進出は事業活動や経済活動に対しては重荷という考え方方が根強い⑤男性ばかりでなく女性の意識を変えることも必要⑥男女共同参画は、性差を否定し男女を中性化するものという誤った理解が一部に存在する⑦固定的な性別役割分業意識に基づく社会慣習が根強いが、女性への暴力も

その延長にある、などの指摘があった。

これに対して政策担当者からは、①男女共同参画社会は性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を認め、多様な選択を可能にする社会を実現することである②日本国憲法に個人の尊厳、法の下の平等が謳われ、両性の平等の意識は定着しつつあるが、男女共同参画社会の実現は市民一人ひとりの意識改革にこそ成否の鍵がある。男女共同参画社会は男女の平等を基本理念とし新たな社会システムの創造を目指すものである③市町村の取り組みの差が大きく広域・連携的な取り組みが必要④あらゆる行政施策の中で連携を図りながら日々の積み重ね、意識改革を図ることが当面の課題。核家族世帯と3世代同居世帯との意識のズレの是正。行政職員の意識改革が必要⑤「DV防止法」については、被害者をサポートする対策、国のケアが不十分。関係機関と連携して支援体制を組むことが急務。シェルター（避難所）の整備も今後の重要課題⑥政策・方針決定の場への女性の参画がまだ不十分といわれるが、男女共同参画は決して非合理ではない。女性の能力を有効に活用して成功した事例に学ぶべき、などの意見があった。

12. おわりに

男女共同参画社会の実現には、住民との接点にある地方自治体の政策や対応が極めて重要である。国は基本法に基づいて、地方自治体へ男女共同参画政策の実施を促しているが、以上述べたようにさまざまな困難を伴う。地方ほど古い慣行・因習は根強く、内閣府が机上で考えるほど容易ではない。調査したほとんどの地方自治体は行動計画を策定しているが、要はいかに実行するかにある。例えば条例制定済みの市は女性の意思・政策決定の場への参画を数値目標に掲げているが、“絵にかいた餅”にならないようするために、管理職で多数を占める男性の意識改革が特に重要である。調査対象市の岡山、倉敷両市は、専管課を設けてスタッフも比較的充実しているが、その他のほとんどの市は係を設けているものの、独りの女性職員が兼務で奮闘しているのが実情である。男女平等は人権問題であると同時に社会構造の変革を意味する。この問題を首長や幹部がどの程度理解し、重要視しているかで政策は大きく左右される。国が打ち出す方針や政策を機械的に受け止めるのではなく、それぞれの地方自治体が時流の新しい価値観を持ち、21世紀の地域における重要な問題と位置付けて地域の特性を生かした取り組みが重要である。

なお、紙幅の制約で図表などを省略し、概要にとどめた。調査と小論を作成するにあたり10市の政策担当の方々に多大なご協力をいただいた。心からお礼を申し上げたい。

The Gender–Equality Policies in Local Governments —An outline of the survey of ten cities in Okayama Prefecture—

Susumu FUJIOKA

Faculty of the College of Liberal Arts and Science, for International Studie

Kurashiki University of Science and the Arts,

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received September 28, 2001)

There has been a growing international tendency among the people toward real gender–equality. In 1975, the World Conference on Women adopted a worldwide action plan. In 1979, the United Nations adopted The Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women. Taking these situations into consideration, the Japanese government also made a domestic action plan for sexual discrimination. After amending The Nationality Law and enacting The Equal Employment Opportunity Law, the Japanese government enacted The Basic Law for a Gender–Equal Society in 1999 that included the basic idea of gender–equality. Local governments in Japan are also expected to make and promote their own ordinance or action plans based on a gender–equality policy. But the promotion of a gender–equality policy means a change in Japanese customs in worksharing by genders. In other words, a change of a generally approved idea : “A man’s place is at work, while woman’s place is in the home.” I dare mention that the promotion of a gender–equality policy goes against traditional Japanese culture and social customs, and therefore it is not easy to put into action.

In May and June of 2001, I made a survey on how well the gender–equality policies were promoted in all ten cities in Okayama Prefecture to understand the real situation. I will hereby report the outline of my survey and problems that local governments are now facing.